

# 人材紹介業務委託基本契約書

締結日 年 月 日

〇〇〇〇（以下、「甲」という。）と株式会社エバーアド（以下、「乙」という。）は、甲の人材採用に関し、下記の通り契約を締結します。

甲	乙 株式会社エバーアド 東京都港区南青山 3-5-2 南青山第一菰澤ビル 3 階 代表取締役 鶴岡 啓司 有料職業紹介事業者 届出番号 13-ユ-312059
---	---

本契約成立の証として本書 2 通を作成し、捺印の上甲乙双方が各 1 通を保管します。

## 第 1 条（委託事項）

甲は乙に対し、甲が必要とする人材の紹介業務を委託し、乙はこれを受託する。

## 第 2 条（乙の業務）

乙は、甲の求人に関する依頼内容を的確に把握し、求職者の意思を確認した上で、適切な人材を紹介しなければならない。

## 第 3 条（雇用条件等）

乙が甲の依頼に基づき紹介する求職者の職務内容、就業場所、試用期間、給与等の労働条件は、求職者の内定通知の際に甲が別途作成する雇用条件確認書によるものとする。

## 第 4 条（報酬の発生及び報酬額）

- 人材紹介業務に関する乙の報酬は、求職者が甲に採用されて入職したことにより発生する。
- 前項の報酬額は、次に掲げる基準により決定する。
  - 理論年収の算出が可能な場合 雇用条件確認書における理論年収の 20% に消費税を加算した金額
  - 理論年収の算出が不可能な場合 新規採用者（甲に採用されて入職した者をいう。以下同じ。）の実労働による（超過手当を含む）月間賃金の 20% に消費税を加算した額の最長 12 か月分（新規採用者が退職した場合は当該退職日が属する月までとする。）

※理論年収とは、雇用条件確認書によって新規採用者に対し明示した月額賃金（通勤手当・超過手当等除く）の 12 ヶ月分と、前年度の甲の支給実績に基づく新規採用者想定賞与額を合算した額をいう。

## 第5条（支払方法）

甲は、甲乙間の文書による別段の合意がない限り、乙に対し、前条2項に定める額を、同項各号の場合に応じて以下の支払方法及び支払期限に従って、乙の指定する銀行口座に振り込んで支払う。なお、いずれの場合も、振込手数料は甲の負担とする。

- ① 前条2項1号の場合 新規採用者の入職月末まで
- ② 前条2項2号の場合 新規採用者の入職後毎月末まで

## 第6条（免責）

新規採用者の入職後、新規採用者の責めに帰すべき事由の有無を問わず、甲に業務上の損害が発生した場合であっても、乙は甲に対して損害賠償その他一切の責任を負わない。

## 第7条（自己都合による退職）

新規採用者が、甲による責任無く、自己都合退職したときは、乙は、次の各号に定める退職日までの期間に応じて第4条2項1号に定める報酬額に対して次の通り返金する。

- ① 入職日より1ヶ月未満の場合 100%返金
- ② 入職日より1ヶ月以上3ヶ月未満の場合 50%返金
- ③ 入職日より3ヶ月以上6ヶ月未満の場合 20%返金

※自己都合退職とは、労働契約解除が労働者からの申し出によるものをいう。民法上の労働契約の解除であり、その方法は文書及び口頭のいずれであっても有効である。

※第4条2項2号に対しては上記の返金制度は対象外とする。

## 第8条（禁止行為）

1 甲は、乙が甲に対して紹介した人材を、乙の介添えなしに独自に採用を決定してはならない。ただし、あらかじめ乙の同意を得ていた場合はこの限りでない。

2 前項の規定に違反した場合、甲は乙に対し、違約罰として、第4条2項各号に定める報酬額の2倍に相当する額を支払う。

## 第9条（協議事項）

本契約に定めのない事項及び本契約の条項の解釈につき疑義の生じた事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

## 第10条（契約期間）

本契約は契約締結日より1年間とし、期間満了の1ヶ月前までに甲乙いずれか一方による申し出のない限り自動的に更新され、その期間は1年間とする。

## 第11条（守秘義務）

甲乙双方は、本契約で知り得た情報について、一切外部に漏らさないよう万全の措置をとるものとする。